

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令案

参照条文

目次

○独立行政法人住宅金融支援機構法（抄）	1
○住宅金融公庫法（抄）	11
○建築基準法（抄）	14
○地すべり等防止法（抄）	15
○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（抄）	15
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抄）	16
○宅造成等規制法（抄）	16
○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（抄）	18
○マンションの建替えの円滑化等に関する法律（抄）	18
○住宅融資保険法（抄）	19
○商法（抄）	19
○住宅の品質確保の促進等に関する法律（抄）	19
○独立行政法人通則法（抄）	20
○非訟事件手続法（抄）	21
○会社法（抄）	21
○財務省組織令（抄）	22
○国土交通省組織令（抄）	23
○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（抄）	23

○独立行政法人住宅金融支援機構法（抄）

（平成十七年七月六日）
（法律第八十二号）

目次

第一章 総則（第一条―第七条）
第二章 役員及び職員（第八条―第十二条）
第三章 業務（第十三条―第十六条）
第四章 財務及び会計（第十七条―第二十五条）
第五章 雑則（第二十六条―第三十一条）
第六章 罰則（第三十二条―第三十六条）
附則

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「住宅」とは、人の居住の用に供する建築物又は建築物の人の居住の用に供する部分（以下「住

宅部分」という。）をいう。

2 この法律において「災害復興建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が滅失した場合に

おけるこれらの建築物又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分をいう。

3 この法律において「被災建築物」とは、災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が損傷した場合におけ

る当該損傷したこれらの建築物又は建築物の部分のうち、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を

4 この法律において「災害予防代替建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を

5 この法律において「災害予防転移建築物」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物を

6 この法律において「災害予防関連工事」とは、災害を防止し又は軽減するため、住宅部分を有する建築物の敷地につい

て擁壁又は排水施設を設置又は改造その他の工事をいう。

7 この法律において「合理的土地利用建築物」とは、市街地の土地の合理的な利用に寄与するものとして政令で定める建

8 築物で相当の住宅部分を有するもの又はその部分のうち、市街地の土地の合理的な利用に寄与するものとして政令で定める建

十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する建築物で住宅部分を有するものをいう。

第三章 業務

第十三条（業務の範囲）

住宅の建設又は購入に必要な資金（当該住宅の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む

- 二。前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの（以下「特定貸付債権」という。）のうち、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの（その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証（以下「特定債務保証」という。）を行うこと。
- イ。信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下「信託会社等」という。）に信託し、当該信託の受益権を譲渡すること。
- ロ。資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に譲渡すること。
- ハ。その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為
- 三。住宅融資保険法による保険を行うこと。
- 四。住宅の建設、購入、改良若しくは移転（以下この号において「建設等」という。）をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 五。災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金（当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるものに必要資金を含む。）の貸付けを行うこと。
- 六。災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は災害予防代替建築物の移転に必要な資金（当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は災害予防代替建築物の移転に付随する行為で政令で定めるものに必要資金を含む。）の貸付けを行うこと。
- 七。合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要資金を含む。購入に必要な資金（当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要資金を含む。）又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 八。子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは高齢者の用で定める住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金（当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるもの）の必要資金を含む。又は当該賃貸住宅の改良を含む。賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他の本来の用途に供したことがある建築物の改良を含む。
- 九。高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良（高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。）に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供した付くのある住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随する行為で政令で定めるもの）に必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。
- 十。機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号から第七号まで若しくは次項第一号若しくは第二号の規定により譲り受ける貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合（重度障害

の状態でなつた場合を含む。以下同じ。）に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金（以下「保険金等」という。）を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

十二 前各号の業務に規定する業務のほか、次の業務を行うこと。

一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条の規定による貸付けを行うこと。

二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十条第一項の規定による貸付けを行うこと。

三 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる業務の一部を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

第十四条（業務の実施）

第十四条 機構は、前条第一項第一号、第二号及び第五号から第九号までの業務の実施に当たっては、住宅の建設等に必要資金の需要及び供給の状況に応じて、一般の金融機関との適切な役割分担を図り、これらの業務を通じ、国民に対する住宅の建設等に必要となる長期資金の融通が円滑に行われるよう努めなければならない。

第十五条 機構は、前条第一項第一号、第二号及び第五号から第九号までの業務の実施に当たっては、住宅の質の向上を図るために必要なものとして政令で定める事項に配慮して、貸付債権の譲受け、特定債務保証又は資金の貸付けの条件の適切な設定その他の必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が行う良好な居住環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策について協力しなければならない。

第十六条（業務の委託）

第十六条 機構は、次に掲げる者に対し、第十三条（第一項第四号を除く。）に規定する業務のうち政令で定める業務を委託することができる。

一 主務省令で定める金融機関

二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社

三 地方公共団体その他政令で定める法人

四 前項第一号及び第三号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、機構が同項の規定により委託した業務を受託することができない。

十七 機構は、必要があると認めるときは、第一項の規定による業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた業務について必要な調査をさせることができる。

十八 報告を求め、又は機構の役員若しくは職員に、その委託を受けた業務について必要な調査をさせることができる。

十九 第一項の規定による業務の委託を受けた者は、刑罰その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

5 機構は、沖縄振興開発金融公庫に対し、第十三条第一項第一号から第三号までの業務及びこれらに附帯する業務の一部を委託することができる。

第四章 財務及び会計

（区分経理）

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号及び第二号の業務並びに同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

二 第十三条第一項第三号の業務（特定貸付債権に係るものを除く。）及びこれに附帯する業務

三 第十三条第二項第二号の業務及びこれに附帯する業務

四 前三号に掲げる業務以外の業務

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条 機構は、前条第二号から第四号までに掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、通則法第二十九条第二項第一

号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は

第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大

臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間における通則法第三十条第一項の認可を受けた中期

計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標

の期間における第十三条において、同項の規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控

除してなお残があるときは、その残額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標

の期間における同項の規定する積立金として整理することとすることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定による積立金の額を、当該中期目標の期間の次の中期目標

の期間における同項の規定する積立金として整理することとすることができる。

4 聴かなければならない。あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を

お残があるときは、その残額を国庫に納付しなければならない。

5 前条第一号に掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の

中「第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付す

る場合又は第三項の規定により同項の用途に充てる場合」とする。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の勘定について読み替えられた通則法第四十四条第一

項又は第二項とあるのは、「第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第二

項」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等）

第十九条 機構は、第十三条第一項（第四号及び第十一号を除く。）並びに第二項第一号及び第二号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、機構は、機構債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、機構債券を発行することができる。

3 機構は、第十三条第二項第二号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結した同条第一号第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等及び同項第二号の二に規定する損害保険会社が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

4 主務大臣は、第一項又は前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項若しくは第二項の規定による機構債券（当該機構債券に係る債権が第二十一条の規定に基づき信託された貸付債権）により担保される第二項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を除く。）又は第三項の規定による財形住宅債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 機構は、第十三条第二項第二号の業務に係る長期借入金の借入れに関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

8 債権又は財形住宅債券の発行に、機構債券又は財形住宅債券に関する事項は、政令で定める。

9 前各項に定めるもののほか、機構債券又は財形住宅債券に、信託会社又は証券業者について準用する。

（機構債券の担保のための貸付債権の信託）

第二十一条 機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その貸付債権（第十三条第一項第一号の業務（以下「債権譲受業務」という。））により譲り受けた貸付債権又は附則第三条第一項の規定により承継した貸付債権を含む。次条及び第二十三条第一項において同じ。）の一部を信託会社等に信託することができる。

第五章 雑則

（報告及び検査）

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、第十六条第一項若しくは第二十三条第二項の規定による委託を受けた者又は第十六条第五項若しくは第二十三条第三項の規定による委託を受けた沖繩振興開発金融公庫（以下「受託者等」という。）に対し、その委託を受けた業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。その委託を受けた業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

る。
3 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第二十七条 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。
一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限
二 受託者等に対する前条第一項の規定による立入検査の権限
三 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。
四 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。
五 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附 則 抄

第一条 (施行期日) この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項並びに附則第三条、第六条、第二十一条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

(機構の設立)

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の日に成立する。
第三条 (公庫の解散並びに権利及び義務の承継等) は、機構の成立の時に、その業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の際に、国が承継する。権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の際に、国が承継する。権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の際に、国が承継する。

第三 (公庫の解散並びに権利及び義務の承継等) は、機構の成立の時に、その業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の際に、国が承継する。権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の際に、国が承継する。権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の際に、国が承継する。
第四 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
第五 公庫の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、以下「旧公庫法」という。の規
第六 附則第十条の規定により廃止前の住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号。以下「旧公庫法」という。)の規定による貸付けを受けた者に対する会計検査院の検査については、その承継の際、政府から公庫に出資されている出資

金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てべきものとして出資されたものは、それぞれ、政府から機構に對し同表の下欄に掲げる業務に充てべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理した金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

公庫の業務	機構の業務
旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第一項第三号に掲げる業務	第十七条第二号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第一項第一号に掲げる業務	第十七条第三号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務	第十七条第四号に掲げる業務
旧公庫法第二十六条の二第一項第四号に掲げる業務	附則第七條第五項に規定する既往債権管理業務

7 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧公庫法第五條第三項の規定により旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる債権譲受けの業務に關して設けられた基金に充てべきものとして政府から出資された金額並びに旧公庫法第二十六条の三第二項及び第三項の規定により当該基金に組み入れられた金額の合計額のうち、第二十五條第一項の金利変動準備基金に充てべきものとして主務大臣が定める金額は、金利変動準備基金に充てべきものとして政府から機構の成立に出資されたものとする。

8 第六項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 第六項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

6 (財団法人公庫住宅融資保証協会からの引継ぎ)
 第六條 昭和四十七年十一月二十九日に設立された財団法人公庫住宅融資保証協会(以下「保証協会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に對し、機構においてその権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ、附設の認可が前項の規定による第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時に對し、承継されるものとし、保証協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

4 前項の規定により保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

2 (業務の特例等)
 第七條 機構は、第十三條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 附則第三條第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二 前條第三項の規定により、保証協会が債務保証契約を履行したことによつて取得した求償権を機構が承継した場合に對し、当該求償権に基づく債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

7 (業務の特例等)
 第七條 機構は、第十三條に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 附則第三條第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二 前條第三項の規定により、保証協会が債務保証契約を履行したことによつて取得した求償権を機構が承継した場合に對し、当該求償権に基づく債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

3 される場合を含む。の規定により日本郵政公社があつせんするものに対する貸付け
機械は、前項の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、貸付け
を行ふことができる。その者が死亡した場合に支払われる保険金等を当該貸付けに係る債権の
4 機械は、前三項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。
勤労者財産形成促進法第十條及び第二項（第一号に係る部分に限る。）に規定する業務（
5 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
6 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
7 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
8 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
9 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
10 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
11 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
12 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
13 勤労者財産形成促進法の第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）による貸付けに係るものを除き、
し、第七項から第九項までの規定に定めるものほか、既往債権管理勘定に係る納付金の納付の
既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
13 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
12 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
11 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
10 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
9 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
8 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
7 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
6 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
5 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
4 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務
3 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務

大臣が財務大臣と協議して定めるもの、協議して定める日とする。
14 協議して定める日とする。
15 債権管理勘定に所屬する権利及び義務を第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定に帰属させるものとする。
16 第十四項の規定に納付しなればならない。
第十四項の規定による既往債権管理勘定の廃止の時に、政府から機構に対し既往債権管理業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府からの出資はなかつたものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

第十条 (住宅金融公庫法の廃止)
住宅金融公庫法は、廃止する。

第十一条 (住宅金融公庫法の廃止に伴う経過措置)
同条第三項の規定による債権は、第十九条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券又は旧公庫法第二十七条の三第一項又は第二項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫債券(当該債券に係る債権が旧公庫法第二十七条の五の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。)
三 住宅金融公庫住宅地債券

第十二条 (処分、手続等に関する経過措置)
第十二条 旧公庫法(第十一条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第二十一条 (政令への委任)
第二十一条 この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第二十二条 (住宅の建設等に必要なる長期資金の調達に係る施策の推進)
第二十二条 政府は、機構の設立及び公庫の解散に際し、国民によるその負担能力に応じた住宅の建設等に必要なる長期資金の調達に支障が生じないよう必要な施策の推進に努めるものとする。

○住宅金融公庫法（抄）

（昭和二十五年五月六日）
（法律第百五十六号）

第三章 業務

（業務の範囲）

第十七条 公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、第一号及び第二号に掲げる者に対し、住宅の建設（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したくないもの（以下「新築住宅」という。）の購入に必要な資金の貸付けの業務を、第三号及び第四号に掲げる者に対し、住宅以外の住宅の建設に必要な資金の貸付けの業務を行う。）

一 自ら居住する者のために住宅を必要とする者

二 親族の居住の用に供するため住宅を建設して賃貸する住宅以外に住宅を必要とする者

三 次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行う者（地方公共団体を除く。）

四 ロイ 自ら居住する者のために住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者

者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに付随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う者

2 併せて貸し付けることができる。次に掲げる資金を、それぞれ当該住宅の建設又は当該既存住宅の購入に必要な資金に

一 前項各号に掲げる者が住宅の建設又は既存住宅の購入に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、

二 前項第三号又は第四号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。）が住宅の建設と併せて幼稚園又は保護者の委託を受け

るときは、当該幼稚園等の建設に必要な資金（幼稚園等の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするとき

は、前項土地又は借地権の取得に必要な資金（幼稚園等の建設に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするとき

三 前項第三号又は第四号に掲げる者で政令で定める規模以上の団地の住宅の建設をするものが当該住宅の建設と併せて

学校、幼稚園、店舗その他の居住者の利便に供する施設で政令で定めるもの（以下「関連利便施設」という。）の建設

又は道路、公園、下水道その他の公共の用に供する施設で政令で定めるもの（以下「関連公共施設」という。）の建設

の取得を必要とするときは、当該関連利便施設又は建設に付随して新たに土地又は借地権の取得に必要な

資金（関連公共施設の整備に付随して新たに土地又は借地権の取得を必要とするときは、当該土地又は借地権の取得に

必要な資金を含む。）以下同じ。）

4 3 借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を譲渡する事業を行う会社その他の法人並びにこれら

公庫は、第一条第一項に掲げる目的を達成するため、土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは

借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは

借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは

借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは

借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは

借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは

借地権を譲渡する事業又は土地を造成し、及び土地若しくは借地権を取得し、土地を造成し、及び土地若しくは

